



ともに、生きる。 江戸川区

第19号

集団



回収

ニュース

日ごろから、集団回収を通してリサイクル活動にご協力いただき、ありがとうございます。

今回の集団回収ニュースでは、書類提出時に見落とし等が多い所をご紹介していきます。

町会・自治会・管理組合・管理会社のご担当者が変更した際に、集団回収の引き継ぎがしっかりできるように、改めてご確認いただきますよう、お願ひいたします。

令和7年11月発行
編集・発行
環境部清掃課資源循環推進係
03-5662-1689



代表者等変更届の添付不備

→ 送付いただく変更届の多くが添付書類不足の為、正式に変更がされていない状態のままです。回収業者や区も、ご担当者の連絡先が分からず、不備書類の依頼を送付しても返送がない団体も少なくありません。下記の添付書類を今一度ご確認いただき、不足のないように送付していただければ幸いです。

『代表者等変更届』



一緒に

「報奨金の振り込まれる通帳の写し」



「新理事長が確認できる議事録などの写し」

第〇回△△総会
○○○○○○
○○○○○○

新しい代表者の
方の氏名

裏面へつづく

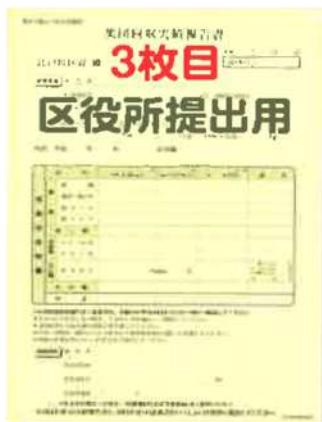




請求書の押印漏れ

→ 集団回収には4枚つづりで区（回収業者）に提出している実績報告書という書類があります。この書類を提出する際、4枚目の請求書の押印漏れがよくあります。4枚目の請求書に押印がない場合、区から返送して押印していただかなければいけません。

（提出書類は下記参照）



請求書の押印漏れの対策として。

管理組合の場合ですと、毎年、理事長交代の際の定例会などで議事録に記入・押印する場面があるかと思います。その時、一緒に1年分の実績報告書にも記入・押印していただければ、1回で正式な書類を区（回収業者）に渡すことができます。

お手間をとらせていただきますが、後日押印した実績報告書を郵便で再度送るといった必要がなくなります。

* 実績報告書の提出期限は「集団回収実施日の翌月10日まで（必着）」です。提出日を過ぎてしまいますが、報奨金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。



区は集団回収で、集積所に出された資源を集めることを認めておりません。

直近の区への問い合わせで町会、自治会を名乗る者から無許可で立ち入り、アルミ缶などを回収していく行為を不法侵入等で警察に通報したという事例がございました。改めて適切な集団回収をお願いします。

年末年始は回収業者が休みに入るため、集団回収の日時について業者とご確認いただきますようお願いいたします。